# 税関手続の電子化

今や日本の根幹を成す国際物流のインフラであるNACCSの導入と拡大の歴史

Air-NACCSの導入（昭和53年）

Sea-NACCS稼働式典（平成3年）

Sea-NACCS導入当初の業務風景

（提供：NACCSセンター）

財務省・税関は、税関手続の電子化を官民共同で進めてきました。税関においては、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）が運営する官民共同システムであるNACCS[1]により、輸出入申告等を処理するとともに、適正かつ迅速な通関を実現し、貿易の円滑化に貢献しています。

[1] NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）：輸出入・港湾関連情報処理システム

## 導入経緯

昭和40年代後半から、航空機の大型化などを背景として急激に輸出入貿易量が増大し、成田空港の開港で更に増加することが見込まれていました。税関においては、膨大な輸出入貨物の通関に係る業務を限られた職員で対応するため、輸出入通関業務の電子化が喫緊の課題の1つとなっていました。関係省庁との意見調整を経て、システム構築を進めるとともに、予算、法令両面の手当を行い、昭和53（1978）年8月に成田空港及び原木地区（千葉県市川市）において航空貨物を対象としたAir-NACCSの稼働を開始しました。Air-NACCSは税関手続のみならず関連する民間業務も一体的に処理できるよう開発されており、その運営管理は、認可法人である航空貨物通関情報処理センター[2]が行うこととされました。当初、Air-NACCSは輸入業務を対象としていましたが、その後、輸出業務や入出港業務を追加し、対象地域を全国の空港に拡大していきました。

海上貨物の電子化については、平成3（1991）年10月に京浜港においてSea-NACCSの稼働を開始しました。当初、Sea-NACCSは税関への輸入申告及び保税運送申告のみを対象としており、民間の貨物管理に関する業務は対象外でしたが、その後、船舶の入港、輸入貨物の船卸しから国内引取りまで、輸出貨物の保税地域への搬入から船積み、出港までの一連の税関手続及び関連する民間業務を追加し、対象地域を全国の港に拡大していきました。

[2] 航空貨物通関情報処理センター：昭和52（1977）年10月に官民共同出資により認可法人として設立されました。その後、独立行政法人となり、平成19（2007）年の「独立行政法人整理合理化計画」により民営化され、平成20（2008）年10月に現在のNACCSセンターとなっています。

## シングルウィンドウ化の推進

シングルウィンドウ化とは、利用者が1回の入力・送信で関係する全ての行政機関に対して必要な手続を行えるようにするものです。シングルウィンドウ化は、平成13（2001）年8月、塩川財務大臣（当時）による「塩川イニシアティブ」で掲げられ、「我が国の国際物流全体において、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を始めとする高度なIT化を図る」との提言がなされたことにより検討が進められたもので、平成15（2003）年7月に実現しました。

平成15（2003）年にシングルウィンドウ化を実現した際には、民間事業者側の申請窓口を1つにし、システムは関係省庁においてそれぞれ整備していましたが、平成20（2008）年8月の「貿易手続改革プログラム」において、「NACCSについては、関係省庁システムの統合を検討する」となされたことを踏まえ、国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIを始め、法務省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省のシステムを統合しました。（図1,2）

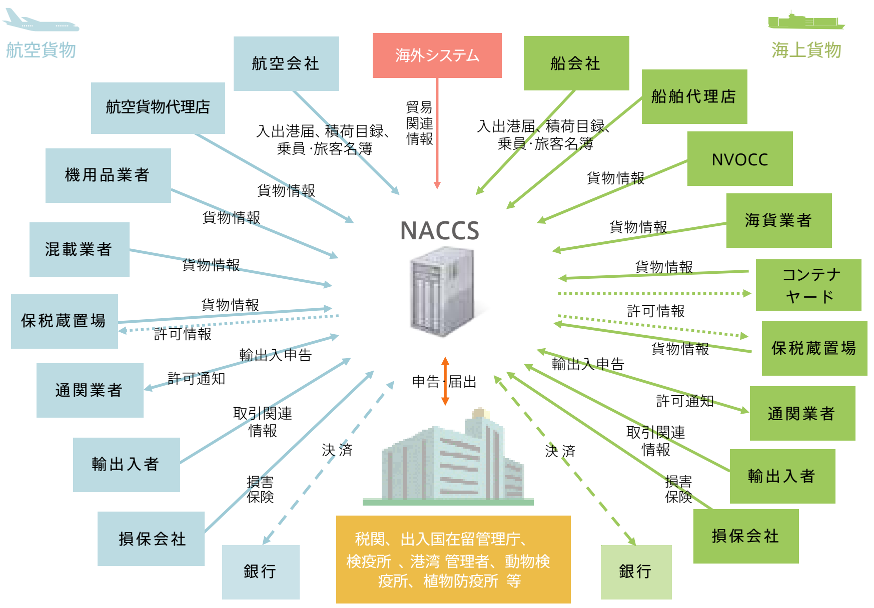


（図1）輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を実現したNACCS

| 年 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 港湾EDI（国土交通省） | | 2008年10月 NACCSとの統合 | | | | | | | | | | |
| 乗員上陸許可支援システム（出入国在留管理庁） | | | | | | | | | | | | |
| 貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）（経済産業省） | | | | 2010年2月 NACCSとの統合 | | | | | | | | |
| 動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）（農林水産省） | | | | | | | | | | | | |
| 植物検疫検査手続電算処理システム（PQ-NETWORK）（農林水産省） | | | | | | | 2013年10月 NACCSとの統合 | | | | | |
| 輸入食品監視支援システム（FAINS）（厚生労働省） | | | | | | | | | | | | |
| 医薬品等輸入手続（厚生労働省） | | | | | | | | 2014年11月 稼働 | | | | |
| 輸出証明書等手続（農林水産省、国税庁、水産庁等） | | | | | | | | | | | 2017年3月 稼働 | |

NACCS

（図2）関連府省のシステム統合

## 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の導入

通関手続においては、税関職員が輸出入の許可を判断するため、輸出入申告に関する契約書、仕入書（インボイス）、運賃明細書、包装明細書（パッキングリスト）や関税関係以外の法令（他法令）に係る許可書・承認書等を確認し、申告内容について審査する必要があります。

以前、これらの通関関係書類は紙で提出されていましたが、平成25（2013）年に電子化・ペーパーレス化の制度が導入されたことでNACCSを通じて電磁的記録で提出することが可能となり、通関業者や輸出入者による手続の利便性が向上し、迅速通関にもつながりました。

## おわりに

輸出入許可件数は昭和53（1978）年に約600万件だったものが、令和4（2022）年には約1億4,300万件まで増加していますが、税関ではその99.9%（令和4年）について電子的に処理しています。昭和53（1978）年に一部の航空貨物の輸入から始まったNACCSは、全国の航空・海上貨物、船舶、航空機及び旅客などを対象とし、税関手続だけではなく、輸出入に関連する食品衛生手続、動植物検疫手続、貿易管理手続及び入出港手続等を所管する関係省庁に加え、通関業者、輸出入者、運送事業者、貨物の保管事業者、保険会社などの様々な国際物流に関係する民間事業者が利用する、日本の国際物流に不可欠な総合物流情報プラットフォームとなっています。今後も、財務省・税関は税関手続の電子化を通じて、貿易の円滑化に貢献していきます。